

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 6 月 2 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 新潟拠点長 魚崎 浩司

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 日本海のプランクトン等査定業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 7 年 3 月 1 4 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、契約希望単価に予定検体数を乗じて算出した金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者（査定結果の最終判定を行える者）を有していることを証明した者であること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地22
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 新潟拠点 管理チーム
電 話 0 2 5 - 2 2 8 - 0 4 5 1
F A X 0 2 5 - 2 2 4 - 0 9 5 0

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「日本海のプランクトン等査定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「日本海のプランクトン等査定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年7月1日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)を証明する証明書等を提出しなければならない。

入札説明書による。

3. ①に同じ。

令和6年7月3日 12時00分

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和6年7月9日 14時00分
新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地22
国立研究開発法人水産研究・教育機構
新潟庁舎 会議室

- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年7月8日 17時00分
3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報

上記（１）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名義、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

④ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、当機構のホームページ（契約締結に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構の契約締結に関する情報」が掲載されているので、ご確認をお願いいたします。また、当機構のホームページ（契約締結に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構の契約締結に関する情報」が掲載されているので、ご確認をお願いいたします。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 日本海のプランクトン等査定業務

- (a) 日本海・東シナ海の動物プランクトン査定業務
- (b) 富山・青森沖及び能登半島周辺海域の動物プランクトン査定業務
- (c) 餌料動物プランクトン測定業務
- (d) 夏季日本海の動物プランクトン査定業務
- (e) クロマグロ等仔稚魚の消化管内容物査定業務

2. 業務目的

本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構新潟庁舎（以下「新潟庁舎」という。）が引き渡す、日本海で主に採集された動物プランクトンの種査定及び計測・計量、クロマグロ等の消化管内容物の査定及び計測を行うことを目的とする。

3. 業務場所 契約締結業者指定場所

4. 業務期限 令和 7年 3月14日

5. 業務内容

業務(a) 日本海・東シナ海の動物プランクトン査定業務

1) 検体

主に 4～6 月の日本海・東シナ海の調査点毎に、改良型ノルパックネット（口径 45cm、網目合 0.33mm）、同ネット（口径 45cm、網目合 0.10mm）及び同ネット（口径 45cm、網目合 0.06mm）で得られた動物プランクトン試料。採集 1 回につき得られた試料を 1 検体とする。

2) 検体処理

- ① 下に示す分類群（以下「指定分類群」という。）毎に種の査定と計数・計量を行う。但し、量が多い場合は最も多く出現する分類群が 150 個体以下にならない程度に分割して抽出し、計数・計量を行い分割率を記録する。網目合 0.06mm 及び 0.10mm 試料の場合、計量は分類群毎ではなく、総重量のみでも可とする。

分析対象分類群

カイアシ類、枝角類、貝形類、オキアミ類、端脚類、尾虫類、ヤムシ類、ツリガネクラゲ類、サルバ類、ウミタル類、いわし類の仔魚と卵

- ② その他の分類群（指定分類群以外）が指定分類群と同等数以上出現する場合には、その分類群についても種の査定と計数・計量を行う。

- ③網目合 0.06mm 試料の場合、カイアシ類はノープリウス期幼生からコペポダイト期幼生まですべての幼生段階についても属レベルまで査定、計数を行う。網目合 0.10mm 試料の場合、カイアシ類はコペポダイト期幼生についても属レベルまで査定、計数を行う。
- ④計量については、完全個体・不完全個体の区別をせず合計量とし、1mg の精度で行う。計数については、完全個体でないものは、新潟庁舎が指定する指標箇所で行う。
- ⑤査定・計数・計量が終了した動物プランクトンは残余試料に戻し、検体毎に濃縮し、標準サンプル瓶（ガラス製 UM サンプル瓶 50ml）に 5% 中性ホルマリン海水で保存する。標準サンプル瓶には、耐水紙で作成したラベルに、採集年月日、船名、観測点名、採集器具名（LNP）を鉛筆で記入して標本とともに保存する。1本の瓶に収容出来ない場合は複数本に分けて収容する。標準サンプル瓶の蓋にはラベル 3 種を並べて貼付すること。貼付するラベルは上からタフスポット（T-SPOTS-Y φ9.5mm イエロー、同等品可）、タフタッグ（TTGP-1000 38×19mm ホワイト、同等品可）、タフタッグ（TT-TNY 21×7mm ホワイト、同等品可）の順で、真ん中のラベルに採集年月日、船名、観測点名、ネットの目合、採集器具名（LNP）、採集層（=ワイヤー長：0-150m 等）、分割番号（1 / 2、2 / 2 等）等を記載する。
- ⑥標本サンプル瓶は標準のコンテナ（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 黄色、同等品可）に 60 本収納し、標本サンプル瓶蓋の一番上のラベルに 1~60 までの通し番号を記入する。ただし複数本に分けたサンプルについては全て同じ番号を記入すること。一つのコンテナには、採集月の異なる標本などが混在しても構わない。一番下のラベルには何も記さない。
- ⑦コンテナの面積の小さい 2 側面にはラミクロステープ（白）を貼付した上で通し番号を記載する。コンテナには新聞紙等の緩衝材をいれ、さらに二段重ねにした上で最上部のコンテナに蓋（三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 用・黄色、同等品可）をし、PP バンド（プラスチックバンド）等で結束した上で各納入先へ送付すること。検体処理の不明な点については、新潟庁舎、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所塩釜庁舎（以下「塩釜庁舎」）、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所長崎庁舎（以下「長崎庁舎」）に問い合わせること。

3) 数量（業務 a）

| | |
|------------------------------|--------|
| ・網目合 0.33mm で採集された動物プランクトン試料 | 85 検体 |
| ・網目合 0.10mm で採集された動物プランクトン試料 | 150 検体 |
| ・網目合 0.06mm で採集された動物プランクトン試料 | 34 検体 |
| 合計 | 269 検体 |

4) 納入成果物

- 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）、新潟庁舎に納入。
- 指定の容器に保存した動物プランクトン試料、長崎庁舎に納入。

5) その他

業務に必要となる資材の費用は契約締結業者が手配すること。運搬費は通常元払いとする。

業務(b) 富山・青森沖及び能登半島周辺海域の動物プランクトン査定業務

1) 検体

富山及び青森沖で毎月 1 回、能登半島周辺海域 5 月に、改良型ノルパックネット（口径 45cm、網目合 0.33mm）及び同ネット（口径 45cm、網目合 0.06mm）で得られた試料。採集 1 回につき得られた試料を 1 検体とする。

2) 検体処理

業務(a)の2)と同様とする。

3) 数量（業務 b）

- ・網目合 0.33mm で採集された動物プランクトン試料 80 検体
 - ・網目合 0.06mm で採集された動物プランクトン試料 60 検体
- 合計 140 検体

4) 納入成果物

- a. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）、新潟庁舎に納入。
- b. 指定の容器に保存した動物プランクトン試料、塩釜庁舎に納入。

5) その他

業務に必要となる資材の費用は契約締結業者が手配すること。運搬は通常元払いとする。

業務(c) 餌料動物プランクトン測定業務

1) 検体

富山及び青森沖で毎月 1 回、改良型ノルパックネット（口径 45cm、網目合 0.33mm）で得られた試料。採集 1 回につき得られた試料を 1 検体とする。

2) 検体処理

ホルマリン固定された動物プランクトン試料について、適宜分割して種・発育段階の査定を行う。大型カイアシ類の種すべて及び小型カイアシ類のうち優占する 4 種を選び、各種 10 個体以上サイズ計測（短径、長径、精度 0.01mm）を行う。ただし測定対象種がほぼ同じ大きさであれば少数の測定でも可とする。測定部位については、「沿岸環境調査マニュアル（日本海洋学会編、恒星社厚生閣）」「地球環境調査計測事典 第 3 巻 沿岸域編（竹内均監修）」などを参照し決定する。詳細については作業開始前に担当職員と協議すること。

3) 数量（業務 c）

- ・網目合 0.33mm で採集された動物プランクトン試料 34 検体

4) 納入成果物

- a. 分析結果表（エクセル形式で保存した CD 等 2 部）、新潟庁舎に納入。
- b. 指定の容器に保存した動物プランクトン試料、塩釜庁舎に納入。

5) その他

業務に必要となる資材の費用は契約締結業者が手配すること。運搬は通常元払いとする。

業務(d) 夏季日本海の動物プランクトン査定業務

1) 検体

主に7月の日本海の調査点毎に、改良型ノルパックネット（口径45cm、網目合0.10mm）及び同ネット（口径45cm、網目合0.06mm）で得られた動物プランクトン試料。採集1回につき得られた試料を1検体とする。

2) 検体処理

業務(a)の2)と同様とする。

3) 数量（業務d）

- ・網目合0.10mmで採集された動物プランクトン試料 33 検体
 - ・網目合0.06mmで採集された動物プランクトン試料 22 検体
- 合計 55 検体

4) 納入成果物

- a. 分析結果表（エクセル形式で保存したCD等2部）、新潟庁舎に納入。
- b. 指定の容器に保存した動物プランクトン試料、塩釜庁舎に納入。

5) その他

業務に必要となる資材の費用は契約締結業者が手配すること。運搬は通常元払いとする。

業務(e) クロマグロ等仔稚魚の消化管内容物査定業務

1) 検体処理の手順

- ①検体は3cm程度までのマグロ属を含むサバ科仔稚魚。6～7月の日本海、南西諸島海域の調査において2mリングネット等で得られた採集物の中から抽出した、エタノール固定もしくは冷凍された検体を解剖し、その消化管内容物について、種の査定と計数を行う。
- ②カイアシ類の幼生については、種及びステージ（ノープリウス～コペポダイトの各期）のレベルまで査定する。
- ③消化管内容物については形態が残っているものは全て計数を行い、体幅及び体長の測定を行う。形態が残っていない消化管内容物についても存在の有無を観察する。
- ④観察した仔魚の消化管内容物は、遺伝子による分析をするため空の消化管を持つ個体であっても全て孔径0.2 μ mのポリカーボネートフィルター上にろ過捕集し、仔魚の組織をなるべく除いた後、1.5MLチューブに入れて冷凍保存する。チューブにはこちらが指定した仔魚のIDを記入する。仔魚については、始めに保管してあった容器に戻し、エタノール中で冷凍保存する。
- ⑤解剖した器具等は遺伝子の残存がないように仔魚ごとにDNA除去液で洗浄して次の試料の解剖・観察に用いる。

2) 数量 (業務 e) 100 検体

3) 納入成果物

- a. 分析結果表 (エクセル形式で保存した CD 等 2 部)、新潟庁舎に納入。
- b. 指定の容器に保存した査定後の検体及び残余試料、新潟庁舎に納入。

4) その他

業務に必要となる資材の費用は契約締結業者が手配すること。運搬は通常元払いとする。